

地方独立行政法人西都児湯医療センター第4期中期計画

前文

地方独立行政法人西都児湯医療センター（以下「法人」という。）は、地域に必要な救急医療体制を備えた病院として、定款第1条に定める設立目的である、地域住民に救急医療及び高度医療をはじめとした医療を提供するとともに、地域の医療機関及び西都市と連携して、住民の健康の維持及び増進に寄与して、患者や地域に信頼される公的医療機関として安定的かつ継続的な運営を目指す。

医療センターを取り巻く環境は、地域の高齢化が全国平均を上回る速度で進むなど、高齢化の影響を大きく受け、2025年には団塊の世代が後期高齢者となり、要介護者等の割合も高まる。超高齢社会においても、地域住民が安心して暮らせる地域社会を実現するため、地域住民や医療・介護・福祉関係者、行政などとの連携を強化するとともに、常勤医師の確保等によって医療機能の充実と経営基盤の安定に努める。西都児湯二次医療圏の中核的病院として、また、地域災害拠点病院として、地域医療の水準の更なる向上を図り、あわせて経営の効率化等に積極的に取り組む。

そこで、西都市長から示された中期目標を達成するため、以下の中期計画を定める。

第1 中期計画の期間

2025（令和7）年4月1日から2030（令和12）年3月31日までの5年間とする。

第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 医療サービス

(1) 当医療圏に不足している脳疾患をはじめとする緊急性を有する疾患における二次救急医療の提供

現在、西都児湯医療圏からは約5割の患者が圏外へ流出していることから、地域の医療機関と連携をして、医療圏内で完結できる診療体制の実現を目指す。更なる常勤医師の確保に努め、緊急性の高い脳疾患や整形外科及び当医療圏に不足している呼吸器及び消化器等を中心とした内科系疾患の診療体制の整備を図り、専門性を活かした高度な医療を提供し、二次救急医療を行う。

指 標	2023年度実績	2029年度目標
手術件数（件）	110	160
内視鏡検査件数（件）	109	110

(2) 初期救急医療体制の維持及び充実

夜間急病センターを備える西都児湯医療圏で唯一の医療機関として、地域住民のニーズに応えられるよう、医療職の確保とレベルの向上を図り、地元医師会をはじめとする地域の医療機関や宮崎大学医学部の協力を得て、救急受入体制の確実な維持と充実に努める。また、法人での対応が困難な高度救急については、宮崎大学医学部附属病院や県立宮崎病院をはじめとする医療圏外の二次・三次救急病院と緊密に連携し、必要な処置及び診断を行った上で搬送することにより、迅速かつ適切な対応を行う。

指 標	2023年度実績	2029年度目標
救急車搬入件数（件）	450	800
救急車応需率（％）	50.9	55.0

(3) 地域に不足する診療科の充実

地域に不足する診療科や、当センターに専門医がいない診療分野は常勤医師確保に努め、地域住民の医療需要に即した診療体制及び診療機能の補完を積極的に行う。

(4) 地域医療連携の推進

西都児湯医療圏の中核病院としての役割を果たすため、地域の医療機関との機能分担と協力体制を強化し、病病連携・病診連携を推進する。地域の医療機関と協力し紹介された患者の受入れと患者に適した医療機関への紹介を進め、紹介率及び逆紹介率の向上を図る。

指 標	2023年度実績	2029年度目標
紹介率（％）	23.2	24以上
逆紹介率（％）	23.7	60

◆ 紹介率：紹介患者数÷（初診患者数－初診の救急車搬入患者数－初診の夜間休日受診患者数）×100

◆ 逆紹介率：逆紹介患者数÷（初診患者数－初診の救急車搬入患者数－初診の夜間休日受診患者数）×100

(5) 在宅医療の充実に向けた支援

在宅医療の充実に向けて、入院早期より退院困難な要因を有する患者を把握し、入院患者の在宅医療への移行が円滑に行えるように支援する。退院支援の際、患者・家族や医療機関、介護・福祉関係機関等と情報共有や調整を十分に図る。主治医や看護師、その他患者に関わる職種で役割分担の下、チーム医療として在宅医療体制のサポートを行う。

指 標	2023年度実績	2029年度目標
退院支援件数（件）	227	350
医療相談件数（件）	661	665

(6) 地域災害拠点病院としての役割

西都児湯医療圏の地域災害拠点病院として、大規模な感染症や災害発生時の緊急時において、自治体の要請に応じて患者の受入れやスタッフの派遣に適切に対応できる体制の整備を進める。新興感染症等の発生及び拡大に対しては、感染患者の治療やワクチンの接種、蔓延防止対策の実施等に積極的に臨むと同時に、院内感染対策及び災害対応に関するマニュアルの整備や医療物資等の確保、他の関係医療機関や行政機関との連携を図る。特に、緊急時に重要な役割を担う災害派遣医療チーム（DMAT）は、感染症及び災害派遣先での適切な医療提供ができるように体制整備に努める。

◆DMAT（Disaster Medical Assistance Team）

専門的な訓練を受けた医師、看護師、業務調査員（医師・看護師以外の医療職及び事務職員）などから構成され、大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場において急性期（おおむね48時間以内）に活動できる機敏性を持った医療チーム。

2 医療の質の向上

(1) 医療スタッフの確保

急性期医療を担う地域の中核病院として、地域医療の水準の維持向上を図るため、医師会などの関係機関・団体や大学などの教育機関との連携強化を図り、医師を始めとした医療職の確保に努める。また、院内における教育研修制度の充実や就労環境の向上、医師の負担軽減策の対応などによって優秀な医師の確保に努めるとともに、質の高い看護を提供できる看護師や医療技術職の確保に努め、適切な医療体制を維持する。

指 標	2023年度実績	2029年度目標
常勤医師数（名）	3	6
看護師数（名）	51	55

(2) 医療安全対策の徹底

患者や職員に関する安全の確保のため、医療安全管理室を中心に医療安全に関する情報の収集や分析を行い、医療安全策の徹底に努める。特に、新興感染症等の感染症に対しては、適切な院内感染防止対策を実施し安心して安全な医療の提供に努める。

指 標	2023年度実績	2029年度目標
医療安全管理委員会開催数（回）	12	12
院内医療安全研修会回数（回）	2	4
院内感染対策委員会開催数（回）	12	12
院内感染研修会回数（回）	4	4
院外研修への参加回数（回）	21	37

(3) クリティカルパス導入の推進

クリティカルパス（病気ごとに、治療や検査、看護ケアなどの内容及びタイムスケジュールを一覧表に表したもので、医療連携の標準化、効率化等に資する入院診療計画書）の作成及び入院患者への適用によって、一貫性のある医療を提供し、治療効果の向上を図る。また、地域連携クリティカルパスの運用を目指し、地域の医療機関との情報共有やスムーズな患者の受け渡しによる、切れ目のない医療の提供の実現に努める。

指 標	2023年度実績	2029年度目標
クリティカルパス数（種類）	24	26
クリティカルパス使用実績（回）	5	10
地域連携クリティカルパス数（種類）	0	1

(4) 高度医療機器等の計画的な更新・整備

法人に求められる高度で質の高い医療を切れ目なく提供できるように、高度医療機器等の整備計画を作成し、計画的な整備・更新を行う。なお、高額機器導入等については、費用対効果、地域の医療需要及び医療技術の進展などから総合的に判断して、計画的に更新・整備を行う。

(5) 研修制度の確立

ア 医師

医療水準を向上させるため、地域医療に貢献できる医師の確保に努めるとともに、専門医、認定医、指導医の資格取得に向けた活動や学会等への参加を可能とする支援体制を整備し、教育・研修体制の充実等に取り組む。

イ 看護師

中堅看護師から新人看護師へのスキル移行を積極的に行うとともに、特定看護師や認定看護師等の資格取得等を支援する専門・特定認定看護師等育成奨学金の活用や、教育・研修システムを積極的に活用する。また、年間の研修計画を策定し、計画に基づいた確実な実行に努める。

ウ その他医療職

その他医療職については、部門間の情報共有や連携強化に取り組むとともに、専門性向上のための資格取得等を支援する体制を整備し、地域医療に必要な専門性や医療技術の向上を図る。

エ 事務職

事務職については、診療報酬改定など外部環境の変化に対応できる人材を育成するため、外部研修等の受講や院内の勉強会等を適宜計画して、経営や運営に関する知識や経験を蓄積する。

指 標	2023年度実績	2029年度目標
専門医、認定医、指導医等資格取得数	10	15
認定・特定看護師資格取得者数（名）	3	6
その他医療職による外部研修（回）	114	100
事務職による院内勉強会開催（回）	3	3

3 患者サービス

(1) 患者中心の医療の提供

患者やその家族が治療内容を十分に理解し、納得した上で患者に合った治療方法を選択できるようインフォームド・コンセント（患者やその家族が自ら受ける治療の内容に納得し、自分に合った治療法を選択できるような説明を受けたうえでの同意をいう。）を徹底し、患者の意思を尊重し、信頼を得られる医療を提供する。また、患者が他の医療機関でのセカンド・オピニオン（診断や治療方針について主治医以外の医師から意見を聴くことをいう。）を希望する場合は適切に対応する。新興感染症等の発生時や拡大に伴う、外来診療や入院患者への面会規制などに対しては、適切な情報発信を図り、誠意を持って患者中心の医療を提供する。

(2) 快適性の向上

患者やその家族などの病院利用者がより快適に過ごせるよう、病室や待合スペースなどの院内環境の整備を行い、必要に応じて改善策を講じる。待ち時間については、患者の流れの見直しや業務の改善に取り組み、その短縮に努める。また、アンケートなどを実施して患者ニーズを正確に把握し、改善に取り組む。

(3) 情報発信の推進

病院のホームページや西都市の広報紙など多様な媒体を活用し、法人が提供するサービスや取り組み等の情報を分かりやすく発信する。また、新興感染症等の発生時の対策として、地域住民に感染症の予防対策などを伝える為に、看護巡回講座等を定期的に開催し、情報発信を図る。さらに、地域の医療機関との連携や役割分担についても積極的に情報提供し、地域住民の理解を深める。

(4) 職員の接遇向上

全職員を対象とした、専門講師による接遇研修を計画的に実施し、接遇に対する知識や理解を深めて、患者やその家族の立場に立った誠意ある応対の実践により、病院全体で接遇の向上に努める。

指 標	2023年度実績	2029年度目標
院内接遇研修回数（回）	1	1
院内接遇研修参加人数（人）	全職員	全職員

4 公的医療機関としての役割

(1) 将来の地域医療を支える人材の育成

大学医学部の臨床研修協力施設として、初期研修医の短期研修を行い、充実した教育研修体制を確立することで、若手医師が将来戻ってきたいと感じることのできる病院を構築し、公的医療機関として将来にわたって地域医療の確保に努める。

指 標	2023年度実績	2029年度目標
卒後臨床研修医受入数（人）	0	3
その他医療職等受入数（人）	63	46

(2) 健診等の実施による疾病予防の推進

西都市や地元医師会と連携して、生活習慣病予防健診や特定健診の受診率向上に努める。更に、事業所健診への取り組みなどを通して、住民の疾病予防の推進と予防医学への意識を高める。また、新興感染症発生時のワクチン接種には、西都市や医師会と連携して積極的に取り組み、公的病院の役割を果たす。

指 標	2023年度実績	2029年度目標
健康診断受診者数（人）	1,894	2,200
健康診断内視鏡受診者数（人）	635	600

5 法令遵守

医療法（昭和23年法律第205号）をはじめとする関係法令を遵守し、公的病院としての行動規範と職業倫理を確立し、実践することにより、適正な業務運営を行う。また、診療録（カルテ）等の個人情報については、西都市における個人情報の保護の取扱いに基づき、適正な情報取得を行い、個人の権利が侵害されないよう保護管理するとともに、市の規程に準じて患者及びその家族等への情報開示請求に対して適切に対応する。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 法人運営管理体制の強化

法人の運営については、医療環境の変化に迅速かつ的確に対応するため、理事会を定期的に開催して法人の諸規程を整備し、権限と責任に基づいた弾力的な運営のもと、効率的かつ効果的な運営管理体制を維持する。さらに、毎月の収支報告及び各診療科・部門の業績を集計し、運営の進捗状況を把握できる運営会議を開催し、中期計画及び年度計画の着実な実行で、中期目標の達成を図る。

2 業務運営の改善と効率化

(1) 効率的な予算の執行

職員のコスト意識の徹底を図り、事業の必要性や効果、緊急度などを総括的に見極め、的確な予算配分により、効率的・効果的な予算の執行を行う。

(2) 適切な人員配置

中期目標の着実な達成に向けて、計画的に適正な人員配置を行うとともに、高度な専門知識と技術に支えられた良質で安全な医療を提供する。診療報酬改定などの外部環境の変化に応じて、医師をはじめとする職員を適切かつ弾力的に配置して、診療体制の充実に向けて必要な人員の確保に努める。

(3) 働きやすい職場環境の整備

職員のワークライフバランスに配慮した多様な雇用形態の導入や、経験豊富な再雇用者のニーズを踏まえた環境づくりを行い、健康管理、労働安全衛生の確保など、働きやすい職場環境の整備に努める。

(4) デジタル化の推進

医療情報システムの各種データやデジタル技術・設備・機器を積極的に活用し、業務の負担軽減や効率化を図る。また、医療機関に対するサイバー攻撃等が増加していることから、厚生労働省の「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を踏まえた研修会を開催するなど、情報セキュリティ対策の徹底を図る。

(5) 人事評価制度の運用

人事評価の基本方針として、職員の努力が適正に評価され、業績や能力を的確に反映できるような人事評価制度の運用を図り、ガバナンスの強化や職場環境の整備などへも繋げる。

(6) 病院機能評価の活用

第三者による専門的かつ学術的見地に基づき、医療の質の維持向上を図る観点から、財団法人日本医療機能評価機構による病院機能評価の認定を目指す。新病院移転後の速やかな認定取得を目指し、組織体制の強化など必要な準備を進める。

第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

1 持続可能な経営基盤の確立

(1) 収入の確保

病院の経営・運営の柱となる、常勤医師の確保に努め、患者数増加による収入の増加を図る。また、地域の医療機関との連携強化に伴う、診療機能の明確化や診療報酬改定への迅速かつ的確な対応と請求漏れや査定減を防止する。未収金発生防止や未収金が発生した場合の原因分析の徹底と対策に取り組む。さらに、医療の標準化を進め、より適切な医療を提供しながら収益の確保を図るため、急性期病院として必要なDPC（診断群分類包括評価）の導入に向けた計画的な取り組みをすすめる。

指 標		2023年度実績	2029年度目標
入院	病床利用率（％）	31.7	63.7
	新規入院患者数（人）	533	1,000
	平均在院日数（日）	19	21
外来	1日当たりの外来患者数（人）	35.5	67

(2) 支出の節減

医薬品及び診療材料等については、調達にかかる費用削減のため徹底した価格交渉の実施を図る。医療機器の購入や委託契約等については、必要不可欠な機器や委託契約を厳選した上で更新し、購入費用とランニングコストについて総合的評価をしたうえで、業務内容の見直しや複数年契約の導入などにより、効率的・効果的な事業運営に努める。

(3) 役割と負担の明確化

西都市からの要請等に基づき提供する政策的医療のうち、効率的な経営を行ってもなお不採算となる部門の経費については、運営費負担金として市からの経費負担があるが、それ以外の事業経費については、法人の事業経営に伴う収入をもって運営に臨む。法人は健全な経営を継続していくために取り組むべき課題を明確にし、その課題解決に向けた計画的な取組みを進めることで、経営基盤の安定と強化に努める。

指 標	2023年度実績	2029年度目標
医業収支比率 (%)	66.08	95.55
経常損益 (千円)	-143,136	42,509

◆医業収支比率：(医業収益÷医業費用)×100

第5 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画

1 予算（2025年度から2029年度まで）

（単位：千円）

区 分		金 額
収入		
営業収益		7,112,345
医業収益		7,046,351
運営費負担金収益		0
補助金等収益		0
その他営業収益		65,993
営業外収益		853,585
運営費負担金収益		832,485
補助金等収益		20,535
その他営業外収益		565
資本収入		0
運営費負担金		0
長期借入金		0
その他資本収入		0
臨時利益		5
計		7,965,935
支出		
営業費用		7,518,963
医業費用		7,518,963
給与費		3,992,991
材料費		1,941,581
経費		1,249,370
研究研修費		20,650
減価償却費		314,371
営業外費用		5
資本支出		299,318
建設改良費		132,979
投資		0
償還金		166,339
その他資本支出		0
臨時損失		25,000
予備費		2,000
計		7,845,286

（注）計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

（注）期間中の診療報酬の改定、給与改定及び物価の変動は考慮していない。

（注）新病院の建設は考慮していない。

【人件費の見積り】

期間中の総額 3,992,991 千円を見込む。

この額は、法人の役職員に係る報酬、基本給、諸手当、法定福利費及び退職手当に相当するものである。

【運営費負担金の見積り】

運営費負担金については、毎年度総務省が発出する通知「地方公営企業繰出金について」に準じた考え方により算定する。

2 収支計画（2025年度から2029年度まで）

（単位：千円）

区 分		金 額
収益の部		7,930,155
	営業収益	7,076,570
	医業収益	7,011,295
	資産見返負債戻入	62,225
	その他営業収益	3,050
	営業外収益	853,580
	運営費負担金収益	832,485
	補助金等収益	20,535
	その他営業外収益	560
	臨時利益	5
費用の部		7,645,828
	営業費用	7,241,398
	医業費用	7,241,398
	給与費	3,989,002
	材料費	1,766,680
	経費	1,152,555
	研究研修費	18,790
	減価償却費	314,371
	営業外費用	379,430
	臨時損失	25,000
純利益		284,327
目的積立金取崩額		0
総利益		284,327

（注）計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

3 資金計画（2025年度から2029年度まで）

（単位：千円）

区 分		金 額
資金収入		7,967,582
	業務活動による収入	7,965,935
	診療業務による収入	7,046,351
	運営費負担金による収入	832,485
	補助金等による収入	20,535
	その他の業務活動による収入	66,563
	投資活動による収入	547
	運営費負担金による収入	0
	その他の投資活動による収入	547
	財務活動による収入	0
	長期借入金による収入	0
	その他の財務活動による収入	0
	前中期目標期間からの繰越金	1,100
資金支出		7,528,910
	業務活動による支出	7,229,592
	給与費支出	3,992,991
	材料費支出	1,941,581
	その他の業務活動による支出	1,295,020
	投資活動による支出	132,979
	有形固定資産の取得による支出	132,979
	その他の投資活動による支出	0
	財務活動による支出	166,339
	長期借入金の返済による支出	0
	その他の財務活動による支出	166,339
次期中期目標の期間への繰越金		438,671

（注）計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

第6 短期借入金の限度額

1 限度額 200 百万円

2 想定される短期借入金の発生事由

- (1) 業績手当（賞与）の支給等による一時的な資金不足への対応
- (2) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費への対応

第7 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

なし

第8 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

第9 剰余金の使途

計画期間中の毎事業年度の決算において剰余を生じた場合は、医療サービスの充実や病院施設の整備・改修、医療機器の購入、長期借入金の償還、教育・研修体制の充実、組織運営の向上策等に充てる。

第10 料金に関する事項

1 診療料金等

病院の診療料金及びその他諸料金は次に定める額とする。

- (1) 診療料金及びその他諸料金の額は、健康保険法（大正11年法律第70号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）、その他の法令等により算定した額とする。
- (2) 前号の規定によらない料金は、理事長が別に定める。
- (3) 消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により消費税及び地方消費税が課せられる場合にあっては、前各号の料金について当該各号に規定する額に、消費税及び地方消費税の合計額に相当する額を加算した額とする。この場合において、料金の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 料金の減免

理事長は、特別の理由があると認めるときは、別に定めるところにより料金を減免することができる。

3 その他

前2項に定めるもののほか、料金に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

第 11 その他西都市の規則で定める業務運営等に関する事項

1 施設及び設備に関する計画（2025年度から2029年度まで）

施設及び設備の内容	予定額
病院施設・設備の整備（千円）	32,979
医療機器等の整備・更新（千円）	100,000

2 法第 40 条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画

なし

3 その他法人の業務運営に関し必要な事項

（1）施設の維持

昭和55年に開設した建物は、耐用年数を過ぎた設備が多く、老朽化が進んでいる。地域住民に安全で安心な医療を提供するため、必要な整備を把握して安全な施設維持を行う。

第 12 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき事項

（1）病院施設整備に向けた取組み

地域医療の安定的な提供において、法人が担っていくべき役割及び機能を明確にし、市及び関係機関との連携の下、新病院建設を早期に実現させるため、経営基盤の安定と強化に努める。